

湖南省地域防災計画の修正（案）

1 修正案の概要

現行の湖南省地域防災計画の修正案については、令和4年2月末に書面で実施された湖南省防災会議で承認されました。

今回の主な修正点は、災害対策基本法その他関係法令の改正による修正、中央防災会議防災基本計画の修正に伴う修正、滋賀県地域防災計画の修正に伴う整合、湖南省行政組織の変更に伴う修正、気象情報等の追加・変更、災害応援協定の締結による追加および経年変化に伴う修正等です。

2 計画の修正項目および内容等

別紙第1「地域防災計画修正一覧表（風水害等対策編）」

別紙第2「地域防災計画修正一覧表（震災対策編）」

別紙第3「地域防災計画修正一覧表（原子力災害対策編）」

別紙第4「地域防災計画修正一覧表（参考資料）」

別紙第5「湖南省南海トラフ地震防災対策推進計画修正一覧表」

3 別紙の計画修正一覧表の修正理由について。

「県地域防災計画との整合」とあるものは、災害対策基本法その他関係法令の改正、中央防災会議防災基本計画の修正、その他関係諸規則や関係する計画等の修正に伴う県地域防災計画の修正内容を含みます。

4 修正要領について（凡例）

（1）取り消し線付き赤文字・・・削除。

例：避難~~のための勧告~~・指示・・・「~~のための勧告~~」を削除。

（2）取り消し線付き赤文字と赤文字の併記・・・削除後修正および新規追加。

例：応急仮設住宅の~~建設~~設置・供与・・・「~~建設~~」を削除し「設置・供与」に修正および新規追加。

（3）赤文字のみ・・・新規追加。

例：個別~~避難~~計画・・・「~~避難~~」を追加。

なお、新規項目の追加による、項目記号・番号等ズレについては、修正済みですが、修正表現を省略させていただいております。

（4）共通：ページ内の体裁やページ番号のズレ。

防災会議による承認後に体裁を整えます。

地域防災計画修正一覧表（風水害等対策編）

頁（項目）	内 容	理 由
計画共通 用語の修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画の修正に伴う修正 「災害時」の用語を規定し、関係箇所についてすべて修正（置き換え：修正表現省略） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害が発生し、または発生するおそれがある場合」を「災害時」と規定し、「災害発生時」のみではなく「災害が発生するおそれがある場合」にも（摘要）
計画共通 ・ 「関係機関」 関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度湖南省行政組織の変更に伴う修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖南省行政組織の変更に伴う組織名および分掌事務等の変更に伴う修正
計画共通 ・ 年表や各種データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しいデータのあるものは、新しいデータに修正（修正が出来ていない部分については、今後修正） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年変化分の修正
計画共通 ・ 指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社名の変更 大阪ガス株式会社（京滋導管部）から、大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）へ変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社名の変更
P 2 第 1 編第 1 章第 2 節 第 2 「計画の基本方針」 第 6 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策 「令和 2 年の」を削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画および県地域防災計画との整合 令和 2 年のみならず、今後も対応が必要な事、およびその他の感染症対応も今後考えられることから、「令和 2 年の」を削除
P 2 第 1 編第 1 章第 2 節 第 3 「計画の修正」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の修正に当たっては、修正過程への女性の参画や防災会議における女性委員の登用などをより積極的に行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
P 2～P 3 第 1 編第 1 章第 2 節 第 5 「住民、事業者等による地区防災計画の策定」第 3 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合の留意事項の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合

<p>P 5 第 1 編第 1 章第 3 節 第 2 「基本目標」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の為の「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画」の作成の推進（用語の定義の為の修正） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
<p>P 6 第 1 編第 1 章第 4 節 第 1 「防災圏の基本的考え方」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同時多発する複合災害の意義を定義 同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
<p>P 19 第 1 編第 1 章第 6 節 第 3 「住民・事業所、地域等の責務」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の定義と策定協力 「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画」 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
<p>P 29 第 1 編第 2 章第 8 節 第 1 「台風に伴う降雨の状況」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の平均発生数等の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合（気象事象の更新）
<p>P 31 第 1 編第 2 章第 8 節 第 3 「風水害の履歴」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北東進型の台風 2 件の追加 暴風型：平成 30 年台風第 21 号 豪雨型：平成 25 年台風第 18 号 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合（気象事象の更新）
<p>P 36 第 2 編第 1 章第 1 節 第 2 第 2 項 「(1) ため池」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「兼業化」を「農業人口の減少や高齢化」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合

<p>P 38 第 2 編第 1 章第 2 節 第 2 第 1 項</p>	<p>・「砂防法」に基づく砂防指定地における特定行為の禁止・制限の追加と表現の適正化</p>	<p>・ 県地域防災計画との整合（法制度の明記）</p>
<p>P 39 第 2 編第 1 章第 2 節 第 3 第 1 項</p>	<p>・「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(以下、急傾斜地法という。）」に基づき、急傾斜地の崩壊危険区域における特定行為の制限の追加</p>	<p>・ 県地域防災計画との整合（法制度の明記）</p>
<p>P 42 第 2 編第 1 章第 2 節 第 5 「治山対策」</p>	<p>・ 項目の修正（適正化） 第 5 治山対策 → 山地災害対策</p>	<p>・ 県地域防災計画との整合</p>
<p>P 42 第 2 編第 1 章第 2 節 第 5 第 1 項「計画の方針」</p>	<p>・「森林法」に基づく規制および指導の追加と表現の適正化</p>	<p>・ 県地域防災計画との整合（規制と指導の明記）</p>
<p>P 48 第 2 編第 2 章第 5 節 第 2 第 1 項</p>	<p>・ 再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動自動車（EV・PHEV等）の追加</p>	<p>・ 県地域防災計画との整合</p>
<p>P 49 第 2 編第 2 章第 5 節 第 4 （6）</p>	<p>・ 気象防災アドバイザー等の専門家の活用について追加</p>	<p>・ 県地域防災計画との整合</p>
<p>P 68 第 2 編第 2 章第 11 節 第 1 「計画の方針」</p>	<p>・ 文化財の災害予防対策について追加</p>	<p>・ 県地域防災計画との整合</p>

<p>P 73 第 2 編第 3 章第 13 節 第 3 第 4 項</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症に備えた避難所の開設・運営訓練について「積極的に実施」を追加</p>	<p>・県地域防災計画との整合</p>
<p>P 73 第 2 編第 3 章第 13 節 第 3 第 8 項</p>	<p>・地域防災力の向上、住民の防災意識の高揚等を図るため、「体験的・実践的な防災訓練（教育）の推進に努めること」を追加</p>	<p>・県地域防災計画との整合</p>
<p>P 88 第 2 編第 3 章第 18 節 第 2 第 1 項、第 2 項</p>	<p>・救助・救急活動に携わる機関等との「顔の見える関係の構築と平時からの情報交換」の追加</p>	<p>・県地域防災計画との整合</p>
<p>P 90 第 2 編第 3 章第 19 節 第 2 第 2 項</p>	<p>・「新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策」に必要な物資等の備蓄や調達先の確保について追加</p>	<p>・県地域防災計画との整合</p>
<p>P 92 第 2 編第 3 章第 19 節 第 4 第 2 項</p>	<p>・家庭における備蓄の促進について、「被服、寝具の他感染対策品」について追加</p>	<p>・県地域防災計画との整合</p>
<p>P 92 第 2 編第 3 章第 20 節 第 1 「計画の方針」</p>	<p>・生活必需品等に「感染症対策用物資」を追加</p>	<p>・県地域防災計画との整合</p>
<p>P 96 第 2 編第 3 章第 20 節 第 4 「避難所の設定・整備」</p>	<p>・避難所の設定・設備について「熱中症予防」、「冬季における暖房」、「停電時の電源確保」、「人口呼吸器等の電源確保」、「専門家との情報交換」等を追加</p>	<p>・県地域防災計画との整合</p>

<p>P 97 第 2 編第 3 章第 20 節 第 5 「避難所の設備 及び資機材の配置」</p>	<p>・「感染症対策用資材等」を「感染症対策用物資等」に 修正</p>	<p>・用語の適正化</p>
<p>P 100～102 第 2 編第 3 章第 21 節 第 2 第 3 ～ 5 項</p>	<p>・避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成等 について、具体化</p>	<p>・県地域防災計画との整合</p>
<p>P 105 第 2 編第 3 章第 21 節 第 4 第 2 項</p>	<p>・福祉避難所に一般の避難者が避難することのないよう にすること、要配慮者等は直接福祉避難所に避難できる こと等を追加</p>	<p>・県地域防災計画との整合</p>
<p>P 106 第 2 編第 3 章第 22 節 第 6 「要配慮者に対 する支援対策」</p>	<p>・要支援者に対する支援策について、関係部局の連携に ついて追記</p>	<p>・県地域防災計画との整合</p>
<p>P 108 第 2 編第 4 章第 23 節 第 3 「普及・啓発」</p>	<p>・防災知識の普及・啓発の方法について追加</p>	<p>・表現の追加・修正</p>
<p>P 109 第 2 編第 4 章第 23 節 第 4 「普及・啓発」</p>	<p>・ハザードマップの周知とマイタイムラインの作成、 要配慮者等への配慮や避難所における留意事項を追加</p>	<p>・県地域防災計画との整合</p>
<p>P 128 第 3 編第 1 章第 3 節 第 3 「被害調査等」</p>	<p>・「要救助者」と「安否不明者」の情報収集に関する記述 を追加</p>	<p>・県地域防災計画との整合</p>

<p>P134 第3編第1章第4節 第2「気象予警報 等」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁ホームページの土砂キキクルについて追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
<p>P140 第3編第1章第5節 第1および第4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害が発生した場合」と「災害が発生するおそれがある場合」に区分するとともに、災対法適用基準を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
<p>P148 第3編第1章第8節 第2「災害派遣」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣の範囲について、用語の適正化と入浴支援を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
<p>P154 第3編第2章第9節 第7「広域消防相互 応援協力体制」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊の応援要請について、用語の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
<p>P162 第3編第2章第12節 第6第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安否不明者の捜索について追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
<p>P173 第3編第2章第16節 第1～3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報、安否不明者の氏名公表等について追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
<p>P182 第3編第2章第19節 第3第1項(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送の優先順位の物資に「その他感染症対策物資等」を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合

<p>P 193～196 第 3 編第 2 章第 22 節 第 2 第「避難の指示 等」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前避難の計画作成と緊急安全確保について追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P 201 第 3 編第 2 章第 22 節 第 5 第「避難誘導」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者名簿と個別避難計画に基づく避難誘導と、避難指示地域内の逃げ遅れた者の確認について追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P 201～202 第 3 編第 2 章第 22 節 第 6 第「避難所の開設」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の開設についての周知と避難要領（手段）の選択に関する留意事項等、避難の円滑化について追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P 204～205 第 3 編第 2 章第 22 節 第 8 第「避難所運営 の留意点」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営に際しての留意点について追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P 205 第 3 編第 2 章第 22 節 第 9 第「福祉避難所 の開設」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の避難行動要支援者名簿と個別避難計画を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P 206～209 第 3 編第 2 章第 22 節 第 11 第「広域避難」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難と広域一時滞在について具体化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合

<p>P214 第3編第2章第24節 第3第「食料等の供給計画」第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食料および生活必需品等の供給における留意事項等を追加（感染症対策に必要な物資等の給与・貸与、要配慮者等への配慮等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
<p>P215 第3編第2章第24節 第3第「食料等の供給計画」第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等供給計画において配慮すべき事項を追加（衛生用品に携帯トイレ、簡易トイレを、感染症対策用品に段ボールベット、パーティションを追加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
<p>P217 第3編第2章第24節 第7第「物資の調達」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達において、食物アレルギーに対する配慮事項を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
<p>P226 第3編第2章第27節 第3第「応急仮設住宅」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅について、「建設」を「設置」に、「供給」を「供与」に変更 ・用地の選定と設置においては安全な場所を選定するとともに、要配慮者に配慮することを追加 ・同一敷地内に50戸以上を設置する場合、集会等に利用する施設の設置に努めることを追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
<p>P227 第3編第2章第27節 第3第「応急仮設住宅」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法により供与される場合の入居者の対象者と入居者の選定に関することを追加 ・応急仮設住宅の設置時期、供与期間について、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で明確化（供与対象者、1戸当たり規模、経費、20日以内に設置し、供与は2年以内等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合

<p>P228 第3編第2章第27節 第4第「被災家屋の 応急修理」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急修理の対象者、災害救助法が適用された場合の 応急修理の程度、限度、期間等について明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P228 第3編第2章第27節 第5第「公営住宅等 の一時提供等」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や市の公営住宅の一次提供の検討と、応援協定締結 団体の協力を得て、民間賃貸住宅の借り上げと供与につ いて明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P228～229 第3編第2章第27節 第7第「被災宅地応 急危険度判定」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定の目的（大規模かつ広範囲に被災した 場合に、二次災害を軽減・防止し市民の安全を確保するこ と。）を明文化 ・ 被災宅地危険度判定の実施について修正・追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P247 第3編第2章第34節 第4第「安否確認、 救助・避難誘導の実 施」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者対策（安否確認、救助・避難誘導）の実施につ いて、「個別計画」を「個別避難計画」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P254 第4編第1章第1節 第2「地域の被災状 況の迅速な把握」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派 遣その他の協力を求める事。技術職員の派遣を求める場 合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用す る事を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P257 第4編第2章第3節 第1「税の徴収猶 予、減免処置」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、法令および条例の規定により、税について の期限の延長、徴収猶予およびお減免等の被災者の負担 の軽減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合（用語の適正化）

<p>P268</p> <p>第4編第3章第6節 第3第2項「災害復 旧事業計画」</p>	<p>・ 早急に被災施設の復旧事業計画を作成し、復旧事業費の決定及び決定を受けるために査定計画をたて、査定実が速やかに行えるよう努めることの明文化</p>	<p>・ 県地域防災計画との整合</p>
---	---	----------------------

地域防災計画修正一覧表（震災対策編）

頁（項目）	内 容	理 由
計画共通 用語の修正	<ul style="list-style-type: none"> 防災基本計画の修正に伴う修正 「災害時」の用語を規定し、関係箇所についてすべて修正（置き換え：修正表現省略） 	<ul style="list-style-type: none"> 「災害が発生し、または発生するおそれがある場合」を「災害時」と規定し、「災害発生時」のみではなく「災害が発生するおそれがある場合」にも対応
計画共通 ・「関係機関」関連	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度湖南省行政組織の変更に伴う修正 	<ul style="list-style-type: none"> 湖南省行政組織の変更に伴う組織名および分掌事務等の変更に伴う修正
計画共通 ・年表や各種データ	<ul style="list-style-type: none"> 新しいデータのあるものは、新しいデータに修正（修正が来ていない部分については、今後修正） 	<ul style="list-style-type: none"> 経年変化分の修正
計画共通 ・指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> 会社名の変更 大阪ガス株式会社（京滋導管部）から、大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）へ変更 	<ul style="list-style-type: none"> 会社名の変更
P268 第1編第1章第2節 第5第4項「災害復旧事業計画」	<ul style="list-style-type: none"> 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合の留意事項の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合
P277 第1編第1章第3節 第2「基本目標」	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等の為の「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画」の作成の推進（用語の定義の為の修正） 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合
P278 第1編第1章第4節 第1「防災圏の基本的な考え方」	<ul style="list-style-type: none"> 同時多発する複合災害の意義を定義 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、害応急対応が困難になる事象 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合

<p>P291</p> <p>第1編第1章第6節 第3「住民、事業所、地域等の責務」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 用語の定義と策定協力 「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画」 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合
<p>P304</p> <p>第2編第1章第1節 第3「防災中枢拠点施設・設備」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動自動車等（EV・PHEV等）の整備について追加 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合
<p>P312</p> <p>第2編第1章第3節 第2「電力設備の総合的な耐震性の強化」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器用の非常用電源設備の設置等について、「人工呼吸器」を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合
<p>P312</p> <p>第2編第1章第3節 第3「ため池における災害予防」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「防災重点農業用ため池」について、重点的に耐震診断等詳細な調査を進めることを追記 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合
<p>P333</p> <p>第2編第2章第12節 第3「個別訓練」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練については、体験的・実践的な訓練に努める事、その他訓練を充実させること、感染症禍を想定した対策訓練を行うことを追加 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合
<p>P345</p> <p>第2編第2章第16節 第2「救急・救急体制の整備」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」の構築と信頼感の醸成、平時からの情報交換を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合

<p>P348 第2編第2章第17節 第2「食料、生活必需品等の確保」第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需品等に「感染症対策用物資」を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合
<p>P349 第2編第2章第17節 第2「食料、生活必需品等の確保」第5項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄品目・量の決定の際は、男女のニーズの違いや子ども等への配慮を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合
<p>P354 第2編第2章第18節 第4「避難所の設定・設備」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の設定・設備について「熱中症予防」、「冬季における暖房」、「停電時の電源確保」、「人口呼吸器等の電源確保」、「専門家との情報交換」等を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合
<p>P358 第2編第2章第19節 第1「基本の方針」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策を推進について追加 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合
<p>P358～360 第2編第2章第19節 第2「在宅の要配慮者の避難体制」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成と避難誘導等について追加 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合
<p>P362 第2編第2章第19節 第4「避難所における要配慮者への配慮」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所に一般の避難者が避難することのないようにすること、要配慮者等は直接福祉避難所に避難できること等を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 県地域防災計画との整合

P363 第2編第2章第19節 第6「男女共同参画」	・男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策について新規追加	・県地域防災計画との整合
P367 第2編第3章第22節 第3「普及・啓発の方法」	・普及・啓発の方法に、ホームページや各種SNS、出前講座を追加	・普及・啓発手段の追加（記載漏れの修正）
P369～370 第2編第3章第22節 第6「要配慮者への配慮」	・要配慮者への配慮について、具体的な項目等を追加	・県地域防災計画との整合
P388 第3編第1章第3節 第2「地震情報の収集・伝達」第2項	・気象庁が、地震の名称等を定めた場合は、それ以降その名称を用いることを追加	・県地域防災計画との整合
P390 第3編第1章第3節 第3「被害調査の収集及び報告等」第1項	・「要救助者」と「安否不明者」の情報収集に関する記述を追加	・県地域防災計画との整合
P393～394 第3編第1章第4節 第1「災害救助法の適用基準」	・「災害が発生した場合」と「災害が発生するおそれがある場合」に区分するとともに、災対法適用基準を追加	・県地域防災計画との整合
P399 第3編第1章第7節 第2「災害派遣要請」	・被災者への給食と入浴支援を追加	・県地域防災計画との整合

P406 第3編第2章第8節 第8「広域消防相互応援体制」	・「緊急消防援助隊」・「指揮者」の用語の適正化	・県地域防災計画との整合
P411 第3編第2章第9節 第6「救急活動」第3項	・安否不明者の捜索について新規追加	・県地域防災計画との整合
P423 第3編第2章第13節 第6「被災者の安否に関する情報・基本方針」	・安否不明者の照会があった時の対応について新規追加	・県地域防災計画との整合
P441 第3編第2章第19節 第2「避難指示の判断に資する助言」	・避難指示の判断に資する助言において気象防災アドバイザー等専門家による助言の活用	・県地域防災計画との整合
P444 第3編第2章第19節 第5「避難誘導」	・個別避難計画に関する記述を追加	・県地域防災計画との整合
P445 第3編第2章第19節 第6「避難所の開設」	・避難所の開設についての周知と避難要領（手段）の選択に関する留意事項等、避難の円滑化について追加	・県地域防災計画との整合
P447～448 第3編第2章第19節 第7・8「避難所の運営」 「留意点」等	・避難所運営の留意点について追加	・県地域防災計画との整合

448 第3編第2章第19節 第9「福祉避難所開設」	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成について新規追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
P449～453 第3編第2章第19節 第11「広域避難」	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難と広域一時滞在について具体化 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
P456～458 第3編第2章第21節 第3「生活必需品等の供給計画」	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策に必要な物資等の給与・貸与について新規追加 ・生活必需品の供給計画に携帯トイレ、簡易トイレ、ダンボールベッド、パーティションの追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
P460 第3編第2章第21節 第7「物資の調達」	<ul style="list-style-type: none"> ・食料調達の際は、食物アレルギーに留意することを追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
P468 第3編第2章第24節 第1～「住宅応急対策」	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅について、「建設」を「設置」に、「供給」を「供与」に変更 ・用地の選定と設置においては安全な場所を選定するとともに、要配慮者に配慮することを追加 ・同一敷地内に50戸以上を設置する場合、集会等に利用する施設の設置に努めることを追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合
P470 第3編第2章第24節 第3「応急仮設住宅」	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法により供与される場合の入居者の対象者と入居者の選定に関することを追加 ・応急仮設住宅の設置時期、供与期間について、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合

<p>P471 第3編第2章第24節 第4「応急修理」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急修理の対象者、災害救助法が適用された場合の応急修理の程度、限度、期間等について明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P471 第3編第2章第24節 第4「被災家屋の応急修理」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急修理の対象者、災害救助法が適用された場合の応急修理の程度、限度、期間等について明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P471 第3編第2章第24節 第5「公営住宅等の一時提供等」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や市の公営住宅の一次提供の検討と、応援協定締結団体の協力を得て、民間賃貸住宅の借り上げと供与について明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P471 第3編第2章第24節 第7「被災宅地応急危険度判定」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定の目的（大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し市民の安全を確保すること。）を明文化 ・ 被災宅地危険度判定の実施について修正・追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P497 第3編第2章第33節 第4「安否確認、救助・避難誘導」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者対策（安否確認、救助・避難誘導）の実施について、「個別計画」を「個別避難計画」に修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合
<p>P500 第4編第1章第1節 第2「地域の被災状況の迅速な把握」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める事。技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する事を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画との整合

<p>P503～512</p> <p>第4編第2章第3節 第1「税の徴収猶予、減免処置等」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、法令および条例の規定により、税についての期限の延長、徴収猶予およびお減免等の被災者の負担の軽減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画との整合（用語の適正化）
---	---	--

地域防災計画修正一覧表（原子力災害対策編）

頁（項目）	内 容	理 由
計画共通 用語の修正	・「避難勧告」を削除	・修正漏れの是正
P521 第1章第7節「防災関係 機関の事務または業務の 大綱」	・滋賀県に「上席放射線防災専門官」を追加	・県地域防災計画との整合
P531 第2章第5節第3「要配 慮者等の避難誘導等」	・避難行動要支援者名簿および個別避難計画に修正追加	・県地域防災計画との整合
P532 第2章第5節第7 「避難方法等の周知」	・屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときの措置 を追加	・県地域防災計画との整合
P541 第3章第2節第2 「緊急事態発生時の措 置」	・施設敷地緊急事態要避難者の定義修正について修正	・県地域防災計画との整合
P551 第3章第3節第7 「被災者支援チーム」	・正しい用語への修正（環境放射線リング）	・県地域防災計画との整合
P555～556 第3章第4節第4 「避難場所」	・避難所運営における女性の参画の推進と男女の違いのニーズの 配慮等を追加	・県地域防災計画との整合

P567 第4章第10節 「防護措置基準」	・O I L 4における防護措置の概要について修正	・県地域防災計画との整合
-----------------------------	---------------------------	--------------

地域防災計画修正一覧表（参考資料）

頁（項目）	内 容	理 由
P 1 ～ P 12	<ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年度湖南省行政組織変更に伴う分掌事務の修正 災害対策本部、災害警戒本部設置時の初動対応、災害対策本部分掌事務、警戒体制における分掌事務の修正 	<ul style="list-style-type: none"> 湖南省行政組織の変更
P 17 ・ P 103	<ul style="list-style-type: none"> 大阪ガス（株）の、社名変更 大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部 	<ul style="list-style-type: none"> 社名の変更
P104～P105 災害時応援協定	<ul style="list-style-type: none"> スターライト販売（株） → スターライト工業（株） 	<ul style="list-style-type: none"> 締結先企業の事業譲渡および社名変更等
	<ul style="list-style-type: none"> 甲賀広域行政組合、日映日野（株）、ヒロセ（株）、滋賀県環境整備事業組合 	<ul style="list-style-type: none"> 締結先組合と締結内容（感染症発生時）の追加
	<ul style="list-style-type: none"> A B ホテル（宿泊施設の避難所としての利用） ナガワ（株）（仮設トイレ、仮設ハウス等の提供） 滋賀県遊技業協同組合甲賀支部（駐車場の避難場所としての利用等） 	<ul style="list-style-type: none"> 新規締結
P 127 ～ P 128 個別避難プラン	<ul style="list-style-type: none"> 「個別避難計画」への修正 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の内容との整合

湖南省南海トラフ地震防災対策推進計画修正一覧表

頁（項目）	内 容	理 由
P 3	・南海トラフ地震被害想定の更新 平成31年1月1日 → 令和3年（2021年）1月1日現在	・地震本部による被害想定の更新 なお、湖南省の被害想定に変更はなし。